

年 月 日

白鷹町長 田 宮 修 殿

令和 8 年度 白鷹町移住支援金交付申請書

令和 8 年度白鷹町移住支援金について、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領並びに令和 8 年度白鷹町移住支援金交付要綱第 4 条に基づき、令和 8 年度白鷹町移住支援金の交付を申請します。

また、申請内容確認のため、関係機関による住民基本台帳の閲覧に同意します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	(署名または記名押印)	男	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容

単身・世帯 (□を✓)		世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1 の申請者は含まない)	左記の人数のうち 18歳未満の者の人数	
☐ 単身	☐ 世帯	人	人	

移住支援金の区分 (□を✓)				
☒ 就業 (一般)	☐ 就業 (専門人材)	☐ テレワーク	☐ 起業	☐ 関係人口 ※関係人口の場合 下記項目を記入
☐ 白鷹町出身または三親等以内の親族が本町に居住 ☐ 白鷹町に通算 1 年以上居住または勤務した経験がある ☐ 過去にふるさと納税の実績がある ☐ 転入前に白鷹町が実施する移住関連事業（移住相談窓口 の利用を含む）や農業研修等への参加経験または下見来 町の経験がある			☐ 農林業に就業 ☐ 三親等以内の親族が営む家業等へ就業 ☐ 町内に事業所等を有する企業等に就業 ☐ しらたかマルチワーク事業協同組合に雇用される ☐ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活 動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加し ており、移住後も継続する意向がある	
移住支援金の額		円		

3 各種確認事項（該当する□を ✓ ）※

別紙 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	☐ A. 誓約する	☐ B. 誓約しない
別紙 2 「山形県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	☐ A. 同意する	☐ B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、白鷹町に居住する意思について	☐ A. 意思がある	☐ B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について	☐ A. 意思がある	☐ B. 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） 白鷹町への移住の意思について	☐ A. 自己の意思である	☐ B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項の B. に該当する場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

様式第1号（第4条関係）

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先（企業名等）	就業地（所在地）

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があればあわせて記入してください。
ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署			
住 所	〒		
勤務先へ行く頻度	☐ 週・月・年	回程度	☐ 行くことはない ☐ その他（ ）

添付書類

- （1）全員が提出必須の書類
 - ・様式第1号 別紙1及び別紙2
 - ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
 - ・転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）
 - ・移住元の住民票の除票の写し（世帯員全員の移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
 - ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- （2）東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書（様式第2号）等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- （3）東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ・履歴事項全部証明書、開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- （4）東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
 - ・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ・東京23区で勤務していた起業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- （5）移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・就業先企業等の就業証明書（様式第2号－1）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- （6）移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第2号－2）
- （7）移住支援金（テレワークの場合）申請者で、個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ・業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
 - ・開業届の写し又は確定申告書の写し
 - ・申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
- （8）移住支援金（関係人口の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・要件を満たすことを証する書類
- （9）移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ・起業支援金の交付決定通知書

白鷹町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山形県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び白鷹町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、白鷹町移住支援金交付要綱に基づき、それぞれ次の額の移住支援金を返還します。
 - (1) 白鷹町移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 : 全額
 - (2) 白鷹町移住支援金の申請日から 3 年未満に白鷹町以外の市区町村に転出した場合 : 全額 (県内他市町村への転出の場合は、4 分の 1 の額)
 - (3) 山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合 : 全額
 - (4) 白鷹町移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に白鷹町以外の市区町村に転出した場合 : 半額 (県内他市町村への転出の場合は、8 分の 1 の額)
 - (5) (就業の場合のみ) 白鷹町移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 : 全額
- 3 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される白鷹町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

白鷹町移住支援金の交付に係る個人情報の取扱い

山形県及び白鷹町は、山形県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山形県及び白鷹町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。